

令和2年2月28日
改定 令和2年5月12日
改定 令和3年2月15日

新型コロナウイルス感染症への対応について

雲南市・飯南町事務組合
(総務部 総務課)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、政府は本年3月7日までを期限として、首都圏等の10都府県を対象に、「緊急事態宣言」を発出しました。

島根県では県民に対して、都道府県をまたぐ移動を極力控えることをはじめ、感染リスクが高まる5つの場面に注意し、基本的な感染症対策に取り組むこと等を要請しています。また、雲南市や飯南町においても、対策本部の設置によって様々な対策が講じられ、住民に対してはホームページ等で随時情報提供を行い、注意喚起に努めています。

つきましては、当組合としての新型コロナウイルス感染症への対応について、下記のとおりとしますので、職員への周知徹底をお願いします。

記

○新型コロナウイルスとは

ウイルス性の風邪の一種であり、発熱やのどの痛み、咳が1週間前後続いたり、強いだるさを訴える方が多いことが特徴的で、感染から発症までの潜伏期間は1日から12.5日（多くは5日から6日）です。また、ウイルスは飛沫感染と接触感染により移ると言われています。

1. 事務組合内における感染防止対策

(1) 職員及び来庁者への対応

- ・対人距離の保持
- ・手洗い、アルコール消毒の徹底
- ・マスク着用の徹底
- ・咳エチケットの遵守（くしゃみをするときは手やハンカチで覆う等）
- ・職場内の清掃、消毒作業

※職場内だけでなく、家庭内でも感染防止対策を徹底すること。

(2) 事業継続計画（BCP）の策定

当組合では住民生活の維持に必要不可欠である行政サービスを提供していることから、これらの業務を継続しなければならないが、状況に応じて以下の判断が必要と考える。

①危機管理体制の整備（事業継続計画の策定）

- ・組織内の意思決定方法を確立するため、各事業部において、感染症発生時における感染防止対策を早急に講じること。
→環境事業部では、平成22年の新型インフルエンザ感染症発生時に「感染症（新型インフルエンザ等）発生時に於ける対応」を策定しており、今般これを改正した。
- ・日々の状況を把握できるよう、情報収集体制を整備すること。
→職員の緊急連絡先、学校や保育施設に通う子供の有無など情報を適切に把握する。

②業務等の制限

★不特定多数が集まる場への、不要不急な外出は避ける。

→会議の自粛、出張の制限等

★事務組合が主催する行事の中止（延期）・・・当面の間

★重要業務を絞り込む。

→職員や取引先の従業員の40%程度が数週間にわたり欠勤するケースを想定する。
欠勤者が発生した場合でも、柔軟に対応できるよう体制を整える。

③職員に対する感染防止策の周知の徹底

- ・上記1（1）職員及び来庁者への対応を参照

(3) 感染拡大防止において、職員が出勤できない状況への対応

★「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の特別休暇（有給の休暇）に規定する「出勤することが著しく困難であると認められる場合」として取り扱います。また、会計年度任用職員についても同様に扱うこととします。

「出勤することが著しく困難であると認められる場合」とは、具体的には次のような場合です。

- 職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
- 小・中学校、高校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合

2. 感染者（感染の疑いも含む）が発生したときの対応

(1) 感染が疑われる場合

★発熱等の風邪の症状があるときは、

- ①必ず職場へ連絡し、仕事を休むこと。

- ②外出は控えること。
- ③毎日、体温を測定して記録しておくこと。

少なくとも、以下のいずれかの症状がある場合は、すぐにかかりつけ医に相談すること。かかりつけ医がない場合、健康相談コールセンター（県内では各保健所に設置）に相談し、疑いがあると判断された場合には、指示に従い医療機関を受診すること。

（主な症状）

- ・息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい場合（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合や透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

- ・上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

症状が4日以上続く場合は必ず相談すること。症状には個人差があることから、強い症状と思う場合にはすぐに相談すること。解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様。

※医療機関を受診する際には以下の3点に留意すること。

- ①飛び込み受診はしないこと。
- ②受診前に、医療機関に必ず連絡し、受診時間・受診方法等を確認すること。
- ③マスクを着用し、医療機関に入る場合には手指消毒を行うこと。

※また、家庭内に感染の疑いがある者が発生した場合も、家族へ上記の注意喚起を行い、自身も感染しないよう感染防止対策に努めてください。

（2）家庭内、近所で感染者が発生した場合

★周辺で感染者が発生した場合についても、必ず総務課まで報告すること。

→総務課から随時、情報提供を行います。